

第3章

環境分野ごとの 取組みと評価



令和2年度の実績とその評価を環境分野ごとに記載しています。

第 1 節 自然環境分野



施策 01：生物多様性の確保に関する取組みの推進

取組み項目①	生物多様性の確保に向けた体制づくり
(1) 生物多様性に関する普及啓発等の取組みを推進する。(環境政策課) (2) 生物多様性を確保するため、「生物多様性ガイドライン」を策定し、ガイドラインに基づいた取組みを進める。(環境政策課)	
令和2年度の取組み内容	
(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「川の生き物調査・観察会」「乞田川の恵み」などの子ども向けイベントは中止となったが、「多摩市消費生活フォーラム&エコフェスタ」において生物多様性についての解説を行い普及啓発を図った。 (2) 平成29年8月に「生物多様性ガイドライン」を策定し、令和2年度もガイドラインに基づいた取組みを進めるため、オオキンケイギクの各課への駆除依頼や、たま広報での周知を図った。また「ハクビシン等防除業務委託」によるアライグマやハクビシンの捕獲・駆除等を実施した。	
令和2年度の取組み内容の評価	
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、感染対策等の工夫を行いながら実施した	
【理由】	
(1) 子どもを対象としたイベントについては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったが、「多摩市消費生活フォーラム&エコフェスタ」において生物多様性に関する解説を行ったことにより、生物多様性に興味・関心を持ってもらえるよう普及啓発が図れた。また、今回は2つの団体の合同開催として、テーマも「進めよう！環境にやさしい新しい暮らしを！」としたことで、環境問題と消費生活の関りや2050年CO2排出実質ゼロの実現に向けて2030年までの取組みが極めて重要と言われている状況において、新型コロナウイルスの感染拡大の中であっても一人ひとりできることから取組みを始めることの大切さを多くの市民と共有することができた。 (2) 庁内体制づくりとしてガイドラインに沿った個別具体的な取り組みについて検討を行い、庁内においては生物多様性に関しての周知だけでなく、協力連携の体制を構築し、関係課への意識醸成を図った。また新たに、アライグマ・ハクビシンに対する取組みを開始し、新型コロナウイルスの感染拡大の中でも、着実に進めたことで、市民からの作物被害や家屋侵入等の相談件数も減少させることができた。	
今後の課題	
(1) 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、感染症対策を万全にし、引き続きイベントなどの様々な場面を活用しながら周知活動を行い、普及啓発を行っていく必要がある。 (2) 今後も生物多様性ガイドラインに沿った具体的な取組みを実施して行く必要がある。	

取組み項目②	生物生息空間の骨幹となるみどりの拠点と軸の形成
(1) 生物多様性の確保に寄与するみどりの拠点と軸の保全を推進する。(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
生物多様性の確保に寄与するみどりの拠点の保全に関して、東京都により「連光寺・若葉台里山保全地域」が拡張された。また、「みどりの拠点と軸」の土地動向などの情報収集を行った。	
令和2年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
令和2年度については、生物多様性の確保に寄与するみどりの拠点と軸に関する新たな用地等の取得や公園の開園等はなかったが、里山保全地域の拡張について、東京都と調整を続けたことにより、東京都が「連光寺・若葉台里山保全地域」を拡張指定した。また、生物多様性の確保に寄与する保全活動等が実施された。	
今後の課題	
貴重な緑の確保・保全には、公有地としての取得が求められるが、公有化には用地買取費、維持管理費などの財源が必要である。よって、上位計画である「みどりの基本計画」や関連計画との整合を図ることや市としてみどりの保全のあり方の検討などが必要である。	

取組み項目③	生物環境の把握とデータバンク化
(1) 動物の生息状況や植物の生育状況の調査等の実施と、調査結果を活用したデータバンク化を推進する。(環境政策課)	
令和2年度の取組み内容	
毎年、生物環境の調査として、「川の生き物調査・観察会」「乞田川の恵み」「一ノ宮用水調査」にて魚類等水生生物の調査や「冬鳥観察会」を実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。	
令和2年度の取組み内容の評価	
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、取組みの縮小・延期・中止等をせざるを得なかった	
【理由】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により上記のイベントが中止となり、生物の生息状況等のデータの蓄積が出来なかった。	
今後の課題	
市域全体の動物の生息状況や植物の生育状況の把握と、データバンク化には効率的な調査手法・整理方法の確立が課題である。新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、感染症対策を万全にして引き続きイベントなどを行っていく必要がある。	

施策 02 : 拠点や軸となるまとまりある民有樹林の保全

取組み項目①	法制度を活用したまとまりある民有樹林の保全
(1) 特別緑地保全地区制度等の活用によるまとまりある民有樹林の保全を推進する。(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
既に都市計画決定している連光寺六丁目緑地や和田緑地保全の森(なな山緑地)内の未買収地について、継続して所有者の動向把握などに努めた。	
令和2年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 既定の連光寺六丁目緑地や和田緑地保全の森内の未買収地については、買取りに向けた調整は無く取得には至らなかった。また、新たな場所での都市計画決定など保全区域の拡大に関わる具体的な取組みには至っていない。	
今後の課題	
取得することが確定している場所について、所有者の動向を把握することにより、事業認可や補助金の確保など時期を逸しないように努めることが求められる。	

取組み項目②	その他の手法によるまとまりある民有樹林の保全
(1) 土地信託の活用など新たな民有樹林の保全方策の検討を推進する。(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議(13市町)」など関係自治体との交流・検討の場を通じ、情報収集や意見交換をおこなった。	
令和2年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 新たな民有樹林の具体的な取り組み方策には至らないが、隣接する自治体間で緑に関わる市民同士の交流活動が継続されるなど、市域を越えた連携が継続して図られている。	
今後の課題	
緑に関わる情報交流は有効におこなわれてきているが、土地信託制度など具体的な取組みについては、コアとなる企業の協力などの取り込みが必要である。	

施策 03 : まちなかの民有樹林の保全

取組み項目①	緩やかな法制度や条例等の活用による民有樹林の保全
(1) 既存の保全制度の継続と新たな保全方策の検討を推進する。(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
35 の住宅管理組合に対し、みどりの協定に基づく沿道斜面地の緑の保存及び育成のための剪定や施肥、草刈等の経費に対し助成をおこなった。(35 団体、108,408 m ²)	
令和2年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 既存の4団体と協定期間の延伸契約を締結し、引き続き、民有樹林の保全が図られることとなったが、新規団体との協定には至らなかった。	
今後の課題	
補助金の増額は難しいことから、これまで雑木林などの育成管理の担い手を養成するグリーンボランティア講座の募集チラシの配布等により、ハードとソフトの両面からの支援に取り組んできているが、更に工夫が求められる。	

取組み項目②	その他の手法によるまちなかの民有樹林の保全
(1) 土地信託の活用など新たな民有樹林の保全方策の検討を推進する。(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議(13市町)」など関係自治体との交流・検討の場を通じ、情報収集や意見交換をおこなった。	
令和2年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 具体的な取組みには至っていない。	
今後の課題	
民有樹林の保全方策についてはファンド等の創設等の手法が考えられるが、コアとなる企業やNPOなどの発掘が必要である。また、バンクシステム(複数自治体の緑地とボランティアをつなぐシステム)の検討が行われてきたが、仕組みをどう構築するかといった課題がある。	

施策 04 : 生産緑地地区の保全と活用

取組み項目①	「みどりの拠点」内の生産緑地地区の保全活用方策の検討
<p>(1) 生産緑地地区の公的利用及び追加指定や、援農ボランティアといった農業者支援等を推進する。 (公園緑地課、経済観光課)</p>	
<p>令和2年度 of 取組み内容</p> <p>具体的な取組みには至らなかった。(公園緑地課)</p> <p>都市農地の保全を図るためには、生産緑地制度の活用が重要であり、生産緑地が農地として適切に活用や維持管理がされているか、農業委員による農地パトロール及び農地利用状況調査により、肥培管理等の状況を確認し、必要に応じて農業者への指導に取り組んだ。</p> <p>援農ボランティアの育成や農業応援サイト「agri agri」による情報発信、営農施設の整備等に補助することにより、農業者の支援を行った。(経済観光課)</p>	
<p>令和2年度 of 取組み内容の評価</p> <p>→これまでと変わらない</p> <p>【理由】</p> <p>原峰公園及び市役所周辺拠点や多摩川連携軸内の一ノ宮の水田周辺地区などの生産緑地地区については、重要なみどりとして、引き続き緑の保全に努めることとしているが、具体的な取組みには至らなかった。(公園緑地課)</p> <p>都市農地の維持・保全のための取り組みが前進し、ある程度の成果はあるものの、相続が発生することによって生産緑地地区は確実に減り続けている。(経済観光課)</p>	
<p>今後の課題</p> <p>生産緑地の将来的な保全に向けては都市計画や農政担当所管とも連携し、引き続き、当該地の土地動向など情報収集に努める必要がある。また、稲城市境周辺拠点に関して、令和2年11月に連光寺・若葉台里山保全地域が拡張されたことから、農地の保全活用について、関係所管とともに、より具体的に活用検討に取り組む必要がある。(公園緑地課)</p> <p>生産緑地追加指定の継続と特定生産緑地への移行が必要となる。生産緑地の最初の指定から30年が経過する令和4年に向け、生産緑地を所有する農家へ特定生産緑地指定制度や指定解除に関し、丁寧な周知・啓発が必要となる。(経済観光課)</p>	

取組み項目②	その他の生産緑地の保全活用方策の検討
<p>(1) 生産緑地地区の追加指定や、援農ボランティアといった農業者支援等を推進する。 (公園緑地課、経済観光課)</p>	
<p>令和2年度の実施内容</p> <p>具体的な取組みは行っていない。(公園緑地課)</p> <p>都市農地の保全を図るためには、生産緑地制度の活用が重要であり、生産緑地が農地として適切に活用や維持管理がされているか、農業委員による農地パトロール及び農地利用状況調査により、肥培管理等の状況を確認し、必要に応じて農業者への指導に取り組んだ。</p> <p>援農ボランティアの育成や農業応援サイト「agri agri」による情報発信、営農施設の整備等に補助することにより、農業者の支援を行った。(経済観光課)</p>	
<p>令和2年度の実施内容の評価</p> <p>→これまでと変わらない</p> <p>【理由】</p> <p>拠点や連携軸外の実産緑地についての活用や保全の具体的な取組み検討には至っていない。 (公園緑地課)</p> <p>都市農地の維持・保全のための取組みが前進し、ある程度の成果はあるものの、相続が発生することによって生産緑地地区は確実に減り続けている。(経済観光課)</p>	
<p>今後の課題</p> <p>営農者と消費者である市民及び公園や緑地の保全活動に取り組む市民等との交流の場の創出などにより、生産緑地の効用や新たな営農支援(活動の場)の方向を検討する必要がある。</p> <p>また、平成29年6月の都市緑地法の改正により、農地を緑地として政策に組み込み「みどりの基本計画」にも反映することが明記されたことなどから、今後の「基本計画」の改訂にあたっては、検討する必要がある。(公園緑地課)</p> <p>生産緑地追加指定の継続と特定生産緑地への移行が必要となる。</p> <p>生産緑地の最初の指定から30年が経過する令和4年に向け、生産緑地を所有する農家へ特定生産緑地指定制度や指定解除に関し、丁寧な周知・啓発が必要となる。(経済観光課)</p>	

施策 05 : 水環境の維持・保全

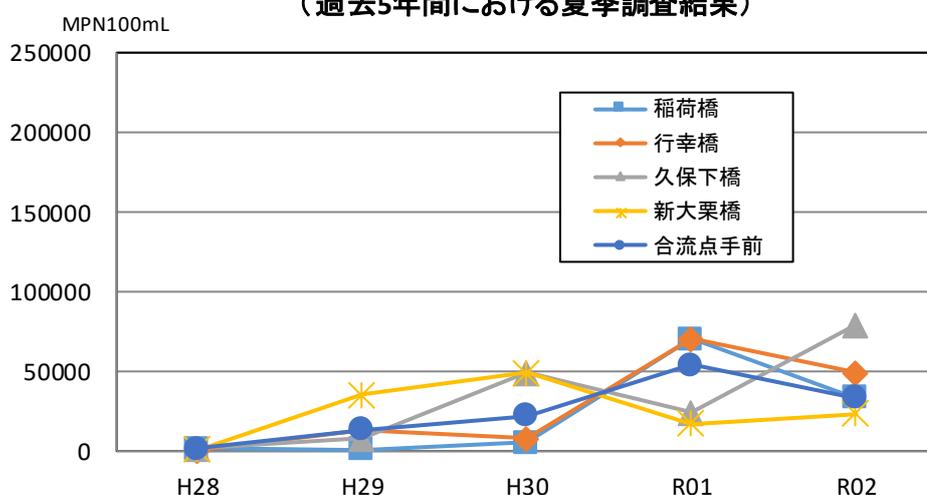
取組み項目①	湧水や農地等の水路の保全
(1) 湧水や水路の周辺環境を保全維持する。(公園緑地課、下水道課)	
令和2年度 of 取組み内容	
<p>大谷戸公園の湧水や唐木田の道にある寺ノ入湧水及び愛宕第4公園の湧水等については、昨年引き続き各箇所において周辺環境を含め公園管理ブロック業者により、公園の適正な維持保全に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p> <p>市内の水路の維持保全作業については、大川水路のスクリーン及びその水路内の定期清掃を実施したほか、水路敷地の草刈を年2回実施した。また、周辺住民等からの要望が多い箇所の浚渫作業に加え、水路周辺環境への配慮として、地域の環境保全団体等からの要望に応え、一ノ宮1-37番地先にある真明寺裏の水路において、アメリカセンダン草とキショウブを適切な時期に刈ることによって生物多様性の保全に努めた。(下水道課)</p>	
令和2年度 of 取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
<p>各地区の湧水については、昨年引き続き公園管理業者による公園管理業務において管理保全を行っており、毎年度の管理内容についての変化はない。(公園緑地課)</p> <p>水路の清掃、草刈・剪定、浚渫等の日常維持管理に加え、ネットフェンスの補修、老朽化した護岸の補修等を実施し、水路周辺環境の保全への取り組みを維持している。(下水道課)</p>	
今後の課題	
<p>湧水のある公園については、公園管理の受託業者による管理保全によるため、一定の管理の範疇での対応となってしまふ。湧水箇所及び周辺環境の水生生物や植物に関する今後の保全のあり方については、今後、地域の市民や専門家との連携により検討していくことが必要である。(公園緑地課)</p> <p>水路は、用水路としての利水機能、雨水排水路としての治水機能、水辺としての環境保全機能を兼ね備えている。このため、流水及び排水機能を確保しながら、周辺環境の保全や安全管理に配慮しつつ、水路の保全、維持管理に努めることが課題となる。(下水道課)</p>	

取組み項目②	公園緑地の池やせせらぎの維持改善
(1) 公園緑地の池やせせらぎを、保全維持する。(公園緑地課)	
令和2年度 of 取組み内容	
<p>池・流れについては、一本杉公園を含む6箇所の公園で公園管理業務委託により定期的に池・流れの清掃を含む維持管理を行った。また、多摩中央公園については、噴水により池内の水の循環を行っている。</p>	
令和2年度 of 取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
<p>池・流れについては、公園内施設の人工的な施設であるため公園内管理業務委託として対応している。</p>	
今後の課題	
<p>池・流れについては、水を循環するポンプ及びピット施設の老朽化が進んでいるためポンプを含む循環施設の更新が課題である。</p>	

取組み項目③	乞田川や大栗川、多摩川等の河川環境の把握と維持改善
(1) 河川環境向上に向けた継続的な調査や、都への改善要望、普及啓発を行う。(環境政策課)	
令和2年度取組み内容	
<p>河川の水質調査は、流量、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等について年2回の調査を行い、結果は市公式ホームページで公表した。結果については、pHと大腸菌群数で環境基準値を超えていた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で作業が遅れていた大腸菌起源の由来解明を令和元年度に引き続き、東京都環境局自然環境部水環境課と共同で行った。</p> <p>水質事故を未然に防止するための取組みとして、事業者向けの啓発としては、各種届出時や街づくり条例の事前協議、年2回の道路調整会議で排水作業の指導を行い啓発を行った。建設業や塗装業、不動産業の主な業界団体にも水質事故防止のチラシを配布し、会員への啓発について協力を依頼した。</p> <p>市民向けの啓発は、市内の河川の水質をわかりやすく表したポスターを作成し、消費生活フォーラム及び多摩エコ・フェスタで展示を行った。さらに、市公式ホームページで水質事故防止の取組みを掲載して、広く啓発を行った。</p>	
令和2年度取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
<p>【理由】</p> <p>令和2年度の河川の水質調査結果は、pHと大腸菌群数で環境基準値を超過した。特に大腸菌群数は、平成29年4月に行われた環境基準の類型指定の見直しにより、基準値が厳しくなったことが原因の一つではあるものの、衛生面の観点で汚染の原因や経路を把握しておく必要がある。そのため、下水道普及率がほぼ100%の市内において、大腸菌起源の由来を解明するため、東京都環境局及び東京都環境科学研究所に協力を依頼し、この3年間、共同で調査を行ってきた。その結果、大栗川の上流部では家畜関係や浄化槽等いくつかの影響は突き止めたが、大栗川の中流から下流部は、確認された大腸菌の半数以上が由来不明で、乞田川についても具体的な原因が突き止められなかった。今回の調査のまとめとして、全容解明には、さらに集水域の土地利用状況の把握を含めた調査が必要という結論となった。</p> <p>(参考：大腸菌群数の環境基準値 B類型 5000MPN/100mL以下→A類型 1000MPN/100mL以下)</p> <p>水質事故件数は、令和元年度の7件から令和2年度は4件に減少した。</p> <p>年度ごとにばらつきは見られるが、平成20年度以降は減少傾向を示し、啓発活動の効果が出てきていると評価している。</p> <p>H20:20件、H21:12件、H22:26件、H23:12件、H24:17件、 H25:14件、H26:18件、H27:16件、H28:3件、H29:11件、H30:6件、R1:7件、R2:4件</p>	
今後の課題	
<p>大腸菌群数の環境基準値の超過は、都市河川特有の傾向として全国的な課題になっている。原因は自然由来の他に人や動物由来によることも考えられるため、衛生面の観点で汚染の原因や経路を把握しておく必要がある。一方で、国は現在、衛生微生物指標としてふん便汚染を的確に捉えていないとする指摘を受け審議会に諮問しており、今後、環境基準項目の見直し*を予定している。引き続き法改正の動向について注視していく必要がある。</p> <p>水質事故発生防止の取組みについては、発生件数の減少傾向から啓発活動が一定の成果を上げていると評価している。そのため、さらに水質事故の発生を減らしていくため、事故の傾向を分析し、対象事業者別のわかりやすい啓発チラシを作成し、引き続き啓発に取り組むことが大切と考える。また、水質事故発生時の原因特定率を向上させる必要がある。</p>	

※環境省は、令和3年10月7日に公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正について告示を行い、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直しを行いました。なお、施行期日は令和4年4月1日です。

市内における河川の大腸菌群数の経年変化
 (過去5年間における夏季調査結果)



大腸菌群数経年変化(過去5年間における夏季調査結果) (MPN100mL)

調査地点	H28	H29	H30	R1	R2
稲荷橋	1,300	790	4,900	70,000	33,000
行幸橋	170	13,000	7,900	70,000	49,000
久保下橋	1,400	7,900	49,000	24,000	79,000
新大栗橋	790	35,000	49,000	17,000	23,000
合流点手前	1,300	13,000	22,000	54,000	33,000

施策 06：周辺自治体との広域連携の推進

取組み項目①	周辺自治体や東京都と連携した水とみどりの保全・再生・活用
(1) 周辺自治体との連携会議への参加や隣接自治体と連携したみどりの保全等を推進する。 (公園緑地課)	
令和2年度 of 取組み内容	
多摩・三浦丘陵に関わる13自治体による「緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、広域的な緑と水景の「保全・再生・創出・活用」に関わる検討をおこなった。	
令和2年度 of 取組み内容 of 評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 多摩・三浦丘陵の広域連携会議や東京都及び区市町村で構成する緑に係る連絡会に参加し、継続して緑に係る情報収集や動向把握をおこなった。特に、令和2年度はグリーンコミュニティをテーマにした13自治体合同のシンポジウム準備に向けた検討が多かった。	
今後の課題	
良好な緑の保全に向けては、市境に残る緑をより有効に活用・保全するため、今後とも東京都や隣接自治体との連携が求められる。	

取組み項目②	市域を越え市民がみどりを楽しめる環境づくり
(1) 市域を越えた遊歩道連携やイベントの実施等の取組みを推進する。(公園緑地課)	
令和2年度 of 取組み内容	
「多摩・三浦丘陵広域連携会議」の事業として、多摩市、川崎市、稲城市をコースとしたウォーキングラリーを実施した。	
令和2年度 of 取組み内容 of 評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 市域を越えた緑の存在価値(効用)の共有のため、関連する自治体の市民等を対象にウォーキングラリーを実施したり、シンポジウムの開催に向けた準備を行っている。	
今後の課題	
近隣市境の貴重な緑を維持・保全し良好な環境づくりに努めると共に、その存在効用を継続して広く住民にPRしていく必要がある。	

施策 07：安全安心な暮らしと調和したみどりの構築

取組み項目①	公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策の構築
(1) 防犯等に配慮したみどりの管理のあり方を構築する。(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策については、令和2年度においても教育委員会及び関係機関と合同で「通学路安全点検」を実施し、各学校区の通学路において改善要望箇所の現地確認を行い、改善対応を図った。また、地域における樹木の伐採等の要望に関しては、地域自治会及び管理組合と現地立会いを行い合意形成に基づく対応を行なった。	
令和2年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
教育委員会を含む関係課と合同で実施した「通学路安全点検」及び要望に基づく地域住民との安全点検や樹木の伐採等の立会いを行なうことで地域の合意形成が図られた。	
今後の課題	
みどりに関する地域の課題解決に向けては、合意形成をはかる必要がある。限られた予算の中、地域のニーズを的確に把握したうえで、防犯上、安全管理上どのように地域課題を解決していくか、工夫が必要である。	

取組み項目②	防災に配慮した公園緑地ネットワークの再構築
(1) 多摩市地域防災計画と連携した取組みを進める。(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
令和2年度の取組みでは、多摩市公園施設長寿命化計画の実施3年目において、公園の改修に伴う実績は、街区公園10箇所(関戸地区、愛宕地区)を実施した。	
令和2年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
令和2年度は、前年度に行ったワークショップ及び実施設計を基に連光寺地区に引き続き、関戸・愛宕地区の街区公園の改修工事が実施できたため、取組が前進したと評価できる。	
今後の課題	
コロナ禍の厳しい財政状況を踏まえ「公園施設長寿命化計画」がいったん立ち止まることになったため、公園利用に支障のない安全上等の最低限の設備更新をするに留めるしかないかと認識している。	

取組み項目③	景観に配慮したみどりのあり方と保全手法の構築
(1) 基本的な景観に配慮したみどりの管理のあり方を構築する。(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
花菖蒲の関心が高い中沢池公園において、菖蒲の植え付けを行い、菖蒲田の復活・保全を進めた。	
令和2年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
種類毎に株の定着が進み、菖蒲田としての景観が復活しつつある。利用者からも好評の声をいただいております。取組みの前進したと評価できる。	
今後の課題	
その他の公園において、景観に配慮したみどりの保全を前進させるためには、地域の景観特性を生かした地域の理解と合意形成が必要であるとともに、安全管理上の経費が増額する中、厳しい財政状況において景観を保持するための樹木の剪定・伐採についてどのように経費を獲得するかが課題である。	

施策 08 : みどりの適正な育成管理

取組み項目①	「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」に基づく街路樹の管理の推進
(1) 「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」に基づく街路樹の管理を進める。(道路交通課)	
令和2年度の取組み内容	
多摩市街路樹よくなるプラン改定版に基づき、枯木の伐採及び支障樹木の伐採等により、交通支障、防犯上問題のある箇所を改善した。また、街路樹管理について沿道自治会、管理組合等の要望に基づき、防犯上の支障箇所や沿道環境を改善した。	
令和2年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
令和2年度計画した、枯木及び支障樹木の伐採により交通支障、防犯上問題のある箇所を改善できた。また、沿道自治会、管理組合と合意形成を行ったうえで、防犯上の支障箇所や沿道環境を改善できた	
今後の課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市街路樹よくなるプラン改定版に基づく街路樹管理に着手する。 ・毎年多数発生する枯木・枯枝・根上りへの対応 ・街路樹の健全度調査実施の必要性 	

取組み項目②	「みどりの管理シート」に基づく公園緑地の育成管理の推進
(1) 公園別緑地別の「みどりの管理シート」の作成を進め、地域特性を活かした育成管理を進める。 (公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
馬引沢南公園の旧相撲場について、みどりの管理シートに基づき、四阿として利用できるようベンチ設置や舗装改修等の整備を行った。	
令和2年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
平成25年度に行った馬引沢南公園地域ワークショップにおいて、樹林地の整備やサクラの更新、旧相撲場活用のための整備等があげられていた。地域住民と意見交換しながら複数年かけて実施してきた中で、公園のシンボルである旧相撲場を四阿として整備することができた。	
今後の課題	
今後も地域特性を活かした管理を行っていくため、地域住民とコミュニケーションをとることが重要である。	

取組み項目③	民有樹林の育成管理
(1) 民有樹林の育成管理支援を進める。(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
「多摩市緑の保全及び育成に関する条例」等に基づき、市内17箇所の民有樹林(64,663㎡)を保存樹林として指定し、年20円/㎡の保全補助金を所有者に交付した。	
令和2年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
既存地域内の民有樹林の補助額を平成30年度より同額の20円/㎡(従来は、30円/㎡)とし、ニュータウン地域内の管理組合が所有する「沿道斜面地のみどりの保全・育成補助金」と同一金額となり、乖離が解消された。樹林については、令和元年度から増減なしである。	
今後の課題	
補助単価が「沿道斜面地のみどりの保全・育成補助金」と民有樹林と同額(20円/㎡)となり、今後、民間樹林の適正な育成管理支援を目指す。	

施策 09 : パートナーシップによる公園緑地等の育成管理

取組み項目①	既存支援制度の活用による持続的な育成管理
(1) アダプト制度などの既存支援制度を継続して行う。(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
公園の清掃活動等を行うボランティア活動情報交換会を例年開催していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度は実施しなかった。団体間の情報共有の場は設けられなかったが、既存団体や新規団体と必要に応じて個別に現場確認等の対応を行った。	
令和2年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
令和2年度の公園アダプトの団体数は48団体となっており、令和元年度より1団体増加した。	
今後の課題	
各団体共通の課題としては、活動に参加する方達の高齢化があり、今後、新たに参加する人材の確保が課題である。	
取組み項目②	グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理
(1) グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
緑地の使用及び維持管理に関する協定を締結し市民団体が活動している公園や緑地は12箇所、団体は13団体ある。各団体、緑地管理手法の技術向上や安全管理に取り組んだ。	
令和2年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
令和2年度の活動団体数は13団体であり、令和元年度から増減なしである。	
今後の課題	
構成員の高齢化が懸念される団体が多い。一方、女性のボランティア講座受講者や活動団体への加入者が年々増加傾向にあり、参加層の多様化、活性化も期待される。	
取組み項目③	市民イベント等を活用した公園緑地等の育成管理の推進
(1) みどりに関するイベント等の主催や支援を通じて、公園緑地等の管理への理解や協力を進める。(公園緑地課)	
令和2年度の取組み内容	
「多摩中央公園改修基本方針」の策定を推進に伴い、多摩中央公園内において、平成30年11月4日に実施した今後の使い方や過ごし方等のアイデアを実際に施行する「プレイスメイキング社会実験」を令和2年度も引続き実施に向けて、市民代表メンバーを中心とした参加型パークマネジメント検討会を開催し、調整していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となった。	
令和2年度の取組み内容の評価	
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、取組みの縮小・延期・中止等をせざるを得なかった	
【理由】	
平成30年11月4日に多摩中央公園内で実施した「プレイスメイキング社会実験」を浸透させていくため、令和2年度も引続き開催に向けて市民代表メンバーと定期的な検討会を行ってきたが、コロナ禍により中止となり、残念ながら社会実験は出来なかった。しかし、市民メンバー代表方々も今後のこの検討会を引続き行っていく旨の調整で終わり、次年度への継続となった。	
今後の課題	
多摩中央公園改修整備・運営事業に伴うPark PFIの導入に向けて次年度は事業者選定の公募準備を行いつつ、社会実験開催に向けて検討をしていくが、新型コロナウイルス感染症の影響が何処まで及ぶか未知数であり、開催は不透明である。また企画運営について予算も無いので、支援委託の予算措置も必要になると考える。	

施策 10：身近な緑化の推進

取組み項目①	多摩市街づくり指導基準の強化や緑化などへの意識高揚の推進
(1) 事業者等の開発行為への緑化指導を進める。(公園緑地課)	
令和2年度の実施内容	
「多摩市街づくり条例」に基づき25件の協議を受け、基準に準じた緑化指導をおこなった。	
令和2年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
毎年度概ね15～30件の協議を受け、指導基準に準じた緑化指導をおこなっている。今年度も概ね例年通りの件数であった。	
今後の課題	
建物まで含む事業の場合には、完了検査の際に緑化の確認が出来るが、土地開発のみの場合、事後の確認・追跡が出来ないのが課題である。	

取組み項目②	公共施設の緑化推進
(1) 市役所や学校等での緑化を進める。(公園緑地課)	
令和2年度の実施内容	
学校やコミュニティーセンター等の花壇を管理運営している関係者に対し、花種や宿根草の配布を行い、公共施設での緑化に取り組んだ。	
令和2年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
講習会は例年、春と秋の2回開催しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、講座は中止とし、花の種と宿根草を配布する事業を実施した。	
今後の課題	
関係者のニーズを掘り起こし、ニーズを事業に反映することが課題である。	

取組み項目③	市民の身近な緑化活動への支援
(1) 住民の花壇づくり等身近な緑化への支援を推進する。(公園緑地課)	
令和2年度の実施内容	
自治会や管理組合など民間花壇の管理運営をおこなっている方々を対象に、花種や宿根草の配布を行い、住民の花壇作りなど身近な緑化活動の支援に取り組んだ。	
令和2年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
講習会は例年、春と秋の2回開催しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、講座は中止とし、花の種と宿根草を配布する事業を実施した。	
今後の課題	
関係者のニーズを掘り起こし、ニーズを事業に反映することが課題である。	

施策 11：公園緑地のリニューアル

取組み項目①	公園緑地の総点検に基づく計画的な施設更新
<p>(1) 都市基盤更新計画に基づく計画的な公園施設の検討を進める。(公園緑地課)</p> <p>(2) 公園施設長寿命化計画を策定する。(公園緑地課)</p>	
令和2年度 of 取組み内容	
<p>令和2年度においては、平成30年5月に策定した「多摩市公園施設長寿命化計画」に基づき、令和3年度改修を行う和田・落合地区の街区公園の地域にある小中学校（第二小、東落合小、落合中）へ赴き出前授業と現地確認フィールドワークを行って、公園の利用について考えてもらい、改修内容をそれぞれ班ごとに意見をまとめ提出してもらった。また、市民ワークショップは、コロナ禍で中止となった。</p>	
令和2年度 of 取組み内容の評価	
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、感染対策等の工夫を行いながら実施した</p> <p>【理由】</p> <p>和田地区及び落合地区の市民ワークショップは、コロナ禍で中止となったが一番利用が多いとさせる地域の小・中学校の児童より多くの意見を頂く事が出来たので、コロナ禍ではあるが取組が前進した評価とする。</p>	
今後の課題	
<p>市民ワークショップにて、御用聞きとにならないように気を付け、互いに助け合う精神が必要であると考えるが、住民の高齢化もあり、段階を踏んだ工夫が必要と考える。</p>	
取組み項目②	借地公園の適切な見直しの推進
<p>(1) 利用者ニーズや土地所有者の意向をふまえた見直しを行う。(公園緑地課)</p>	
令和2年度 of 取組み内容	
<p>令和2年度の借地公園の見直し実績はなし。</p>	
令和2年度 of 取組み内容の評価	
<p>→これまでと変わらない</p> <p>【理由】</p> <p>借地公園の見直しについて、令和2年度には具体的な検討はなかった。</p>	
今後の課題	
<p>残る借地公園の具体的な取組について、土地所有者、利用者、関係所管とも調整しながら対応方法について課内で具体的な検討をしていく必要がある。</p>	
取組み項目③	市民参加型のリニューアルの推進
<p>(1) 大幅な見直しが必要な街区公園等の市民参加による再整備を行う。(公園緑地課)</p>	
令和2年度 of 取組み内容	
<p>「多摩市公園施設長寿命化計画」に基づき、令和3年度改修を行う街区公園の地域にある小中学校（第二小、東落合小、落合中）へ赴き出前授業行いつつ、最後に実際の改修予定の公園に行き児童とフィールドワークと公園の利用について考えてもらい、改修内容をそれぞれ班ごとに意見をまとめ提出してもらった。</p>	
令和2年度 of 取組み内容の評価	
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、感染対策等の工夫を行いながら実施した</p> <p>【理由】</p> <p>改修予定の公園の地域住民とのワークショップはコロナ禍で中止となったが、公園利用が多いと想定される小中学校の生徒の視点で、公園の魅力や課題を発見してもらうため現地を見て、遊具を使って肌で感じてもらう疑問点や改善点を班ごとに整理してもらった。</p>	
今後の課題	
<p>地域住民とのワークショップ及び小・中学校との出前事業及びフィールドワークの準備から学校との調整まで職員直営で行うには業務量が増大し、事務が負担となる。ワークショップ支援や実施設計の予算はセットで、計画的に平準化した予算措置を是非残してもらえよう、財政部署と調整していく必要がある。</p>	

施策 12 : みどりのリサイクルの推進

取組み項目①	剪定枝等の土壌改良材としての活用の推進
(1) 剪定枝を活用し、土壌改良材のリサイクルを推進する。(公園緑地課、道路交通課、ごみ対策課)	
令和2年度取組み内容	
<p>公園・緑地樹木管理委託業務において公園から発生した剪定枝等の処分については、市立資源化センター(エコプラザ多摩)及び民間のリサイクル施設に搬入し、土壌改良材等に再利用を図りみどりのリサイクルを推進した。(公園緑地課)</p> <p>職員作業により発生した剪定枝と委託業務により発生した一部の剪定枝について、多摩市立資源化センターへ搬入した。委託業務において発生した残りの剪定枝等は、受託業者が民間の再資源化施設に搬入し、みどりのリサイクルを推進した。アダプト団体の花壇管理における土壌改良材の利用について、主管課であるごみ対策課と調整する等の支援を行った。(道路交通課)</p> <p>市民からの直接持込及び関係課と調整し市内公園・道路・学校の敷地等で発生した剪定枝を受入れ、土壌改良材・チップを作成し、資源化を図った。</p> <p>土壌改良材の市民配布を令和2年9月と令和3年1月に実施し、374名の市民に8.6t、登録農家や学校、公園のアダプト団体に56t土壌改良材を配布した。チップ化した剪定枝については、公園や学校へ提供した。(ごみ対策課)</p>	
令和2年度取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
<p>【理由】</p> <p>公園緑地内から発生した樹木(高木)については、市立資源化センターへ受け入れ可能な限り搬入し、土壌改良材に資源化することで、みどりの資源循環を推進した。(公園緑地課)</p> <p>街路樹管理で発生した剪定枝等は、市や民間のリサイクル施設に搬入した。また道路アダプト団体の花壇管理において、多摩市立資源化センターで土壌改良材を支給し、みどりのリサイクルを推進した。(道路交通課)</p> <p>令和2年度は、剪定枝の搬入は資源化センタープラスチックプラント設備改修工事の実施に伴い、工事期間中に収集したプラスチック資源の一部を草枝資源化棟へ保管する必要があり、令和3年2月・3月は市の直接持込のみに留めた。具体的な搬入量は、令和元年度は草枝資源化プラント設備改修工事施工にあたり稼働停止期間が1.5ヶ月生じ142t搬入であったが、今年度は176tであり令和元年度に比べ34t(約24%)増加した。また、配布量については、上記の理由から土壌改良材市民配布(2回目)の時期を例年より約2ヶ月早め、市公式HPやたま広報等での周知を図ったが例年に比べ約15%程度申し込みが少なかった。(ごみ対策課)</p>	
今後の課題	
<p>公園緑地内から発生する樹木の剪定枝は、可能な限り市立資源化センターに搬入するよう、仕様書に定められている。しかし、同施設への搬入量、状態、大きさには規定があるため、搬入ができない場合は、民間資源化施設へ搬入することになる。(公園緑地課)</p> <p>剪定枝などのストック場所の確保、堆肥の利用促進(道路交通課)</p> <p>令和元年度に草枝資源化棟プラント設備の改修工事が実施され、大型破碎機の導入により安定して高品質な土壌改良材、チップの生産が可能となったが、土壌改良材やチップの供給受入れ先の拡大が課題である。(ごみ対策課)</p>	

取組み項目②	みどりのリサイクルのあり方の検討
<p>(1) 公園緑地で発生する落ち葉や剪定枝等の身近なリサイクルを推進する。(公園緑地課)</p> <p>(2) 資源化センターで資源化したチップや土壌改良材の搬出量及び活用先の拡大を進める。(ごみ対策課)</p>	
令和2年度 of 取組み内容	
<p>(1) 資源化センターで生成した土壌改良材を、公園・緑地の花壇ボランティア団体へ配布し、花壇の土づくりに活用した。(公園緑地課)</p> <p>(2) 令和元年度に引続き剪定枝のチップ化を行い、学校や公園の歩行者通路へ敷設するとともに、友好都市である長野県富士見町にチップの提供を行った。(ごみ対策課)</p>	
令和2年度 of 取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
<p>【理由】</p> <p>(1) 土壌改良材の活用により、身近なみどりのリサイクルを推進した。(公園緑地課)</p> <p>(2) 市内小中学校や友好都市である富士見町へチップ材をPRし、周知活動に努めた結果、積極的に配布ができ搬出量は105t(前年比+228%)であった。(ごみ対策課)</p>	
今後の課題	
<p>(1) 剪定枝の搬入について、市立資源化センターと民間資源化施設への搬入調整が必要である。</p> <p>(2) 令和元年度に草枝プラントの改修工事を実施し、引き続き安定的な供給先の確保に向けた取組みを行うとともに新たな活用方法の仕組みづくりなどの検討をすすめていく。(ごみ対策課)</p>	

施策 13：文化財等の保全と活用

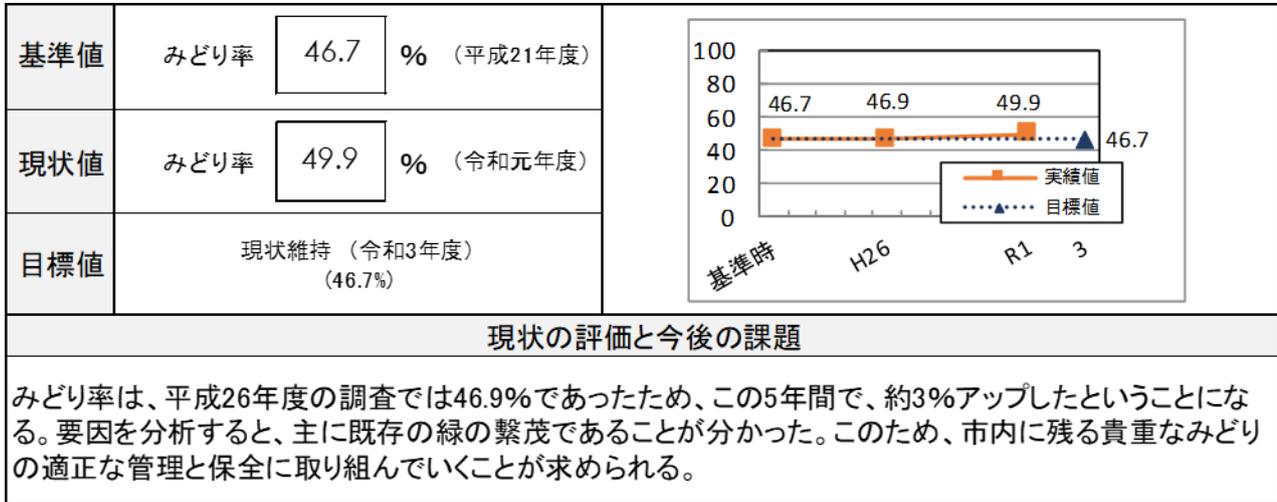
取組み項目①	史跡文化財や歴史的空間の保全
(1) 史跡文化財や歴史的空間の保全・維持管理を行う。(教育振興課)	
令和2年度 of 取組み内容	
<p>市内の指定文化財、古民家及び旧多摩聖蹟記念館、遺跡等の保護保全、維持管理を図った。</p> <p>○指定天然記念物「平久保のシイ」(平久保公園内)について、樹木医による被害状況を実施した。</p> <p>○展示会等の事業では、旧富澤家で特別展を1回、旧多摩聖蹟記念館で特別展を1回、地域連携展示を1回実施し、活用を図った。また、古民家体験の場等として公開・貸出をしている旧加藤家及び旧富澤家の入館者数は10,234人、21,812人で、前年度比較では旧加藤家・旧富澤家ともに減少した。貸出件数については、旧加藤家は半減、旧富澤家は微増となった。</p> <p>○市内の国庫補助対象事業による埋蔵文化財試掘調査では、10事業地で、合計約330㎡の調査を実施した。</p>	
令和2年度 of 取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
<p>指定天然記念物は、巨樹・古木なため、状況把握と必要に応じた対処を行った。</p> <p>また、市内の埋蔵文化財試掘調査については、近年開発事業が増加傾向にあるが試掘調査については昨年度とほぼ変わらなかった。</p>	
今後の課題	
<p>指定天然記念物は、巨樹・古木のため相応の樹齢であり、枯枝や幹にキノコ等が発生するとともに、風雪等による枝折れ被害等も生じる。また、保護保存には定期的な剪定等、継続的な管理経費を見込む必要がある。都指定天然記念物の「平久保のシイ」については、ナラ枯れの被害状況を確認し、今後の被害防止対策を検討し、令和3年度に対策を実施する。今後も、指定天然記念物の剪定や周囲の環境を保っていく。</p> <p>古民家、旧多摩聖蹟記念館は、引き続き施設の保護、維持管理費の節減に努めていくが、各施設ともに復元や改修から約30年から約35年前後経過しており、今後、計画的に修繕、改修等の対応の必要性があり、修繕計画等を策定していく予定である。</p> <p>埋蔵文化財調査については、国庫補助事業ではあるが、ここ数年開発事業の増加に伴い試掘調査費用も年々増加傾向にある。そのため、ここ数年間は毎年一定の市費の財源確保が課題である。</p>	

取組み項目②	みどりと連携した史跡文化財の活用
(1) 歴史を感じさせるみどり(散策路等)や史跡文化財の認知促進、また史跡周辺のみどりと一体となって市民が楽しめ、身近に感じる活用支援を行う。(教育振興課)	
令和2年度 of 取組み内容	
<p>歴史文化継承事業を実施し、多摩の暮らしや文化、自然との関わり方等についての講座、体験学習会等を開催した。東京文化財ウィーク2020(10～11月)に実施している郷土史講座や、旧多摩聖蹟記念館、旧富澤家における特別展等、毎年継続的に行っている事業を実施した。</p>	
令和2年度 of 取組み内容の評価	
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、感染対策等の工夫を行いながら実施した	
【理由】東京文化財ウィーク2020(10～11月)関連事業、植物観察会等に取り組み、多く参加があった。	
今後の課題	
<p>継続的な講座が多いため、毎年同じものにならないよう内容に変化をもたせながら展開していくかが課題である。また、地域・郷土の歴史、文化、自然等に関連した講座を実施し、他機関との連携事業の継続を図っていきたい。</p> <p>多様な内容、方面から歴史と文化財の認知促進を図り、また自然環境と一体となってスマートウェルネスシティ多摩をよりアピールするとともに、シティセールスに取り組みたい。</p>	

自然環境分野における管理指標の状況

①みどり率（市内に占める樹林地、公園緑地、水面などで覆われた面積の割合）（公園緑地課）

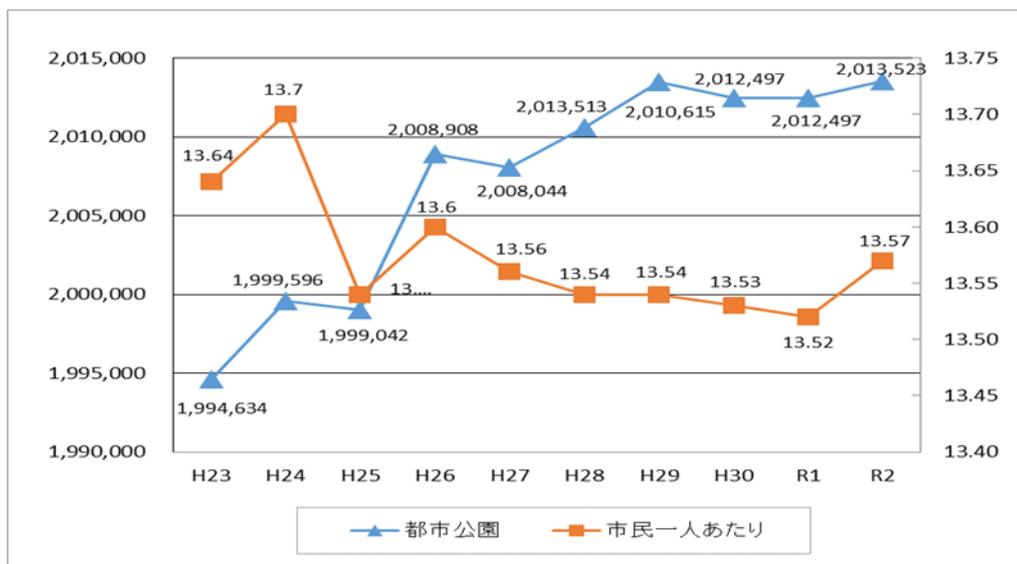
市内のみどりの量の変化を把握することにより、着実な保全が進んでいるかどうか確認します。



（補足）

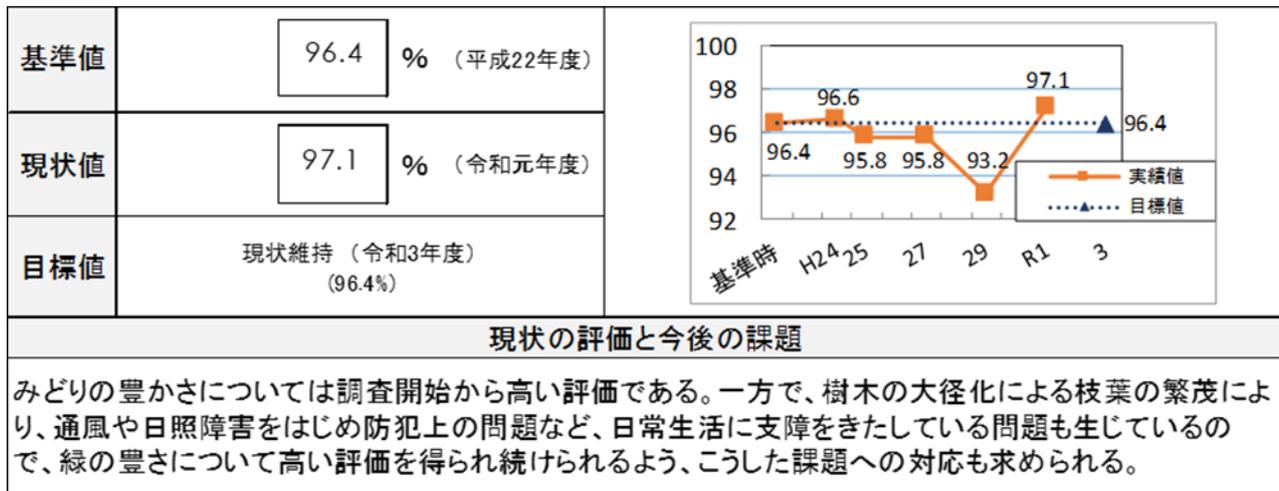
●都市公園面積と市民一人あたりの公園緑地面積の経年推移

増加傾向にあった公園面積が平成25年度に借地公園を1つ返還したことで減少したが、「みゆき川公園」、「和田緑地」、「宮之下公園」が供用されたことで平成26年度以降増加に転じた。平成30年度には、借地公園が1つ返還されたことにより、前年度に比べ、僅かに減少した。令和元年度には、人口の微増に伴い、一人あたりの面積が微減した。なお、市民一人あたりの面積が平成26年度で大きく減少した理由は、諏訪二丁目団地建替えに伴い人口が増加したことによるものである。令和2年度は、区画整理事業に伴うせいせき公園の面積変更のため、全体の面積及び一人あたりの面積が増加した。



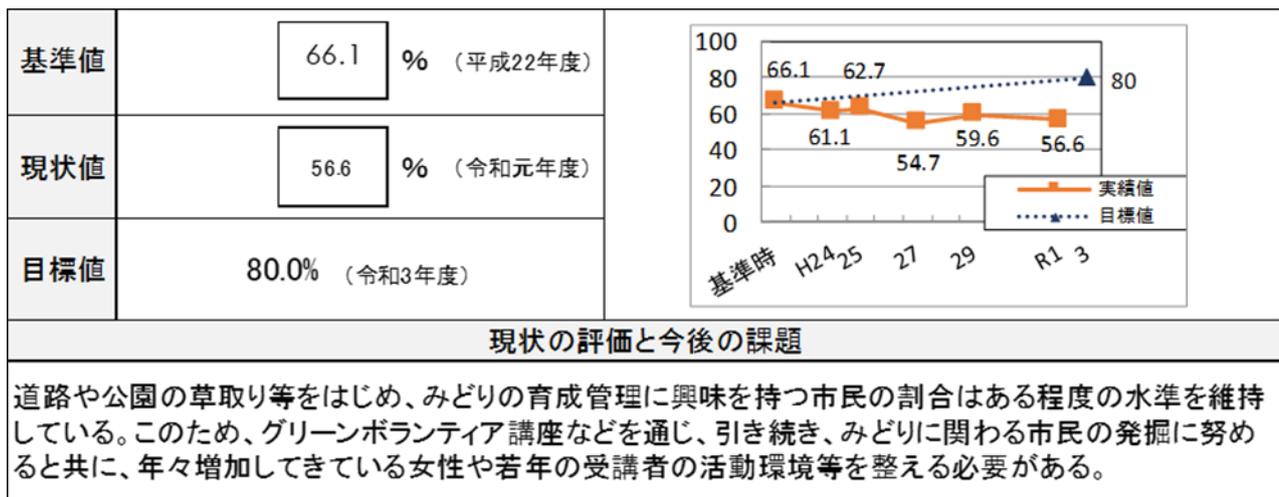
②みどりが豊かと感じる市民の割合（公園緑地課）

市民アンケートにより、実際のみどりの量に対し、みどりの豊かさを感じる割合を把握します。



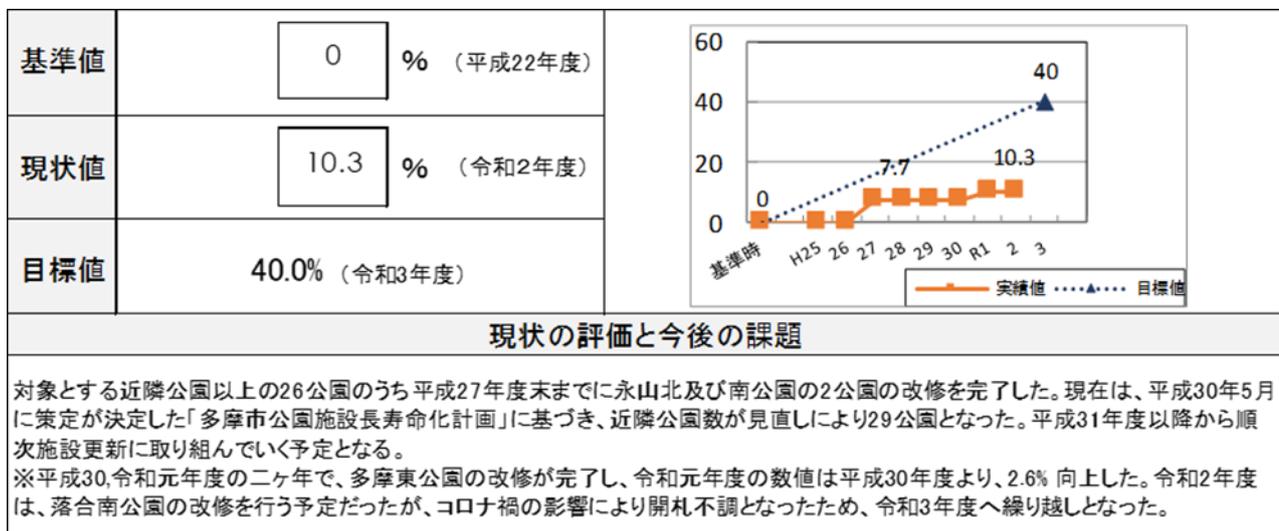
③みどりの維持管理活動に参加したことがある市民の割合（公園緑地課）

市民アンケートにより、道路や公園の草取り等の清掃活動に、参加したことがある市民の割合を把握し、多様なみどりの育成管理に関わる施策の実施効果を確認します。



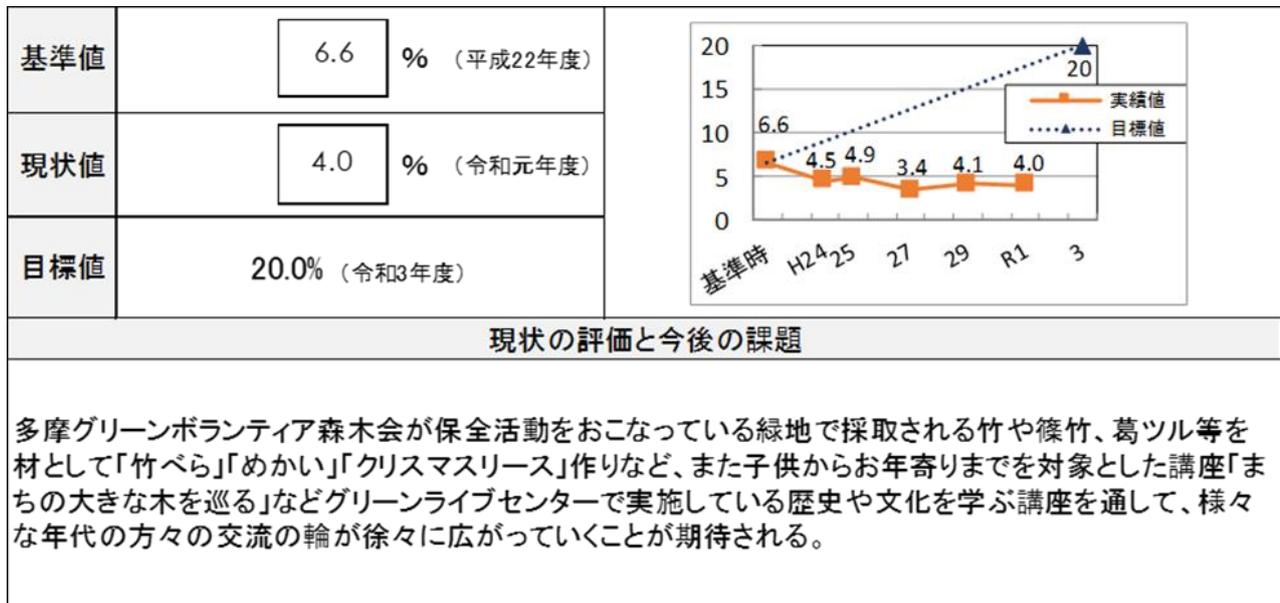
④更新が必要な公園緑地の施設更新達成率（公園緑地課）

老朽化や時代のニーズに合わないなど更新が必要な公園緑地について、着実な施設更新の実施度合いを把握します。



⑤地域の歴史文化活動に参加したことがある市民の割合（公園緑地課）

市民アンケートにより、歴史文化に関する地域活動への関わりの度合いを把握し、歴史文化資産の活用推進施策の実施効果を確認します。



**地域の歴史文化活動への関わり
についてのアンケート結果(経年推移)**

